

令和元年度 第1回福井県国土利用計画審議会議事録

日時 令和元年7月30日(火)

10:00~11:00

場所 県庁3階 第四委員会室

(出席委員 7名)

荒井委員、大石橋委員、樫尾委員、茅田委員、野嶋委員

- 1 開会
- 2 議事

<要点記録> 福井県土地利用基本計画図の変更(案)について(福井県知事諮問)

変更(案)	<p>委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none">・当該開発地域はもともと水田地域であったが希少な動植物への配慮や調査は行っているのか。 →敦賀市において、種の保存法に基づき当該地に希少な動植物がいない旨確認し、開発について問題ないと判断している。・工場が立地することについて、煙突が立ち並び、景観に支障をきたす恐れがあるが、地域住民から意見は無かったのか →地元の区長をはじめ、地域住民に対し説明会が行われたが、特段の意見は出なかった。・今回の開発区域を設定した根拠について教えてほしい。また、今後開発区域を拡大させる予定はあるのか →周辺の道路状況や農業振興地域との調整により開発区域の設定がされた。また敦賀市の計画が、265名の新規雇用創出を目標としており、目標の実現のために算出した面積が今回の開発面積であり、面積確保のため南側に引き込んだ形になっている。開発区域の拡大については予定していない。・開発にあたり、東側にある集落の農地を売買したと思うが、集落では営農はやらないということで合意しているのか。 →住民の同意は得られている。
-------	--

・産業団地の造成により、地域が分断されないのか。

→産業団地の北側が道路となっており、集落から国道8号へのアクセスは確保されている。

地元の説明会においても特段の意見は無く、住民の理解は得られている。

・林地部分の法面整備は用地確保のためか、防災のためか。また、写真を見ると緑色になっているが現状どうなっているか

→防災の観点からである。整備にあたっては角度等、関係法令・関係基準に適合している旨確認済みである。また、法面部分は現在、種子吹付がなされている。

・開発区域全体の防災の確保については都市計画法にて規定されているのか

→都市計画法にて規定されている。

・現在、想定している企業について港の活用を見込んでいるのか。

見込んでいるならば、港までのアクセスはどうなっているのか、道路が新設されるのか。

→道路貨物運送業などにおいて、港の活用を見込んでいる。道路については開発区域の北側に道が整備されており、この道が国道8号までつながっているため道路の新設予定はない。

以上の審議に基づいて、変更（案）に意見なしとの答申を行うこととした。